資料１

第６期北海道障がい福祉計画（素案）に係るパブリックコメントの結果

○意見募集期間　令和２年１２月４日（金）～令和３年１月４日（月）

○意見受付件数　延べ２５件（個人３、団体２）

○提出のあったご意見に係る道の考え方を次のとおり整理

（※）区分は次のとおり。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

番号	項目	内容	道の考え方	計画案ページ数	区分（※）	意見提出者
1	虐待防止について	虐待防止のための事業所に対する研修など評価できる。道内で施設等を利用する当事者に対する虐待等が頻発しているので、実行ある対策をお願いしたい。	今後も引き続き、施設の管理者等を対象に虐待防止研修を実施し、障がいがある方に対する不当な差別的取扱いの禁止を図るとともに、障がいがある方の虐待防止などについて理解を深めていただき、施設に従事する皆様の意識啓発や虐待防止の体制づくりの取組を進めるなど、虐待の根絶に努めまいります。	Ｐ２２	B	札幌市
2	意思決定支援について	当事者の意思を尊重するため意思決定	相談支援専門員やサービス管理責任者に向けた	Ｐ２３	C	札幌市

番号	項目	内容	道の考え方	計画案ページ数	区分（※）	意見提出者
		支援は重要であり、幼少期からの意思形成支援や意思表出支援など、十分な支援が必要である。	研修の中では、意思決定支援を行う上で重要な「意思形成支援」や「意思表出支援」の方法も同時に伝えています。 なお、いただいたご意見につきましては、意思決定支援の充実など、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。			
3	地域移行の推進について	地域移行が多く述べられているが、施設はすでに地域であり、地域住民との交流や外出支援などが行われている。地域移行が良く施設が悪いとの印象を受ける。地域移行を進める根拠は何か教えて欲しい。	障害者基本法第3条2には「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。」とあります。 地域移行は、障がいのある人が自ら選んだ住まいで自分らしい暮らしを実現することを意味しており、施設に入所している方を施設外で暮らすよう促すものではございません。	Ｐ２７	Ｃ	札幌市
4	地域生活支援拠点等について	地域生活支援拠点等について、利用実例モデルを示すなど、具体的展望や運営方法などを今後わかりやすく説明していただきたい。	今後施策を進めていく上で、整備方針や機能を充実するための取組などについて、わかりやすく説明するよう努めてまいります。	Ｐ２８	Ｃ	札幌市
5	知的障がい児・者の一人暮らしについて	知的障がい児・者がたくさんの支援者に囲まれて、地域で望む暮らしを実現するためには、十分な支援体制が必要である。 地域の理解が得られるよう広報啓発をしていただきたい。	障がいのある方の地域生活を支援するために、地域生活支援拠点等を道内のすべての市町村に整備することを目標として取組を進めてまいります。 また、障がいがあっても安心して地域で暮らすことができるよう、障がいのある方の暮らしづら	Ｐ２８ Ｐ２１	Ｂ	札幌市

資料１

番号	項目	内容	道の考え方	計画案ページ数	区分（※）	意見提出者
			さを解消するため関係する制度の普及・啓発に取り組んでまいります。			
６	意思疎通支援について	場面緘黙（状況により話せなくなる症状）は認知度が低く、理解や配慮が得づらいことも重々承知ですが、「話すことが難しい人もいる」ということを行政から積極的に周知いただけたら、差別偏見が軽減されると思います。	障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があることについて、道民の理解促進や普及啓発を図ります。	Ｐ３２	Ｂ	札幌市
７	北海道意思疎通支援条例の推進について	言語障がいと上肢全廃を併せ持つ者にも、地域社会において意思疎通が出来るような方法を求めたい。	障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があることについて、道民の理解促進や普及啓発を図ります。	Ｐ３２	Ｂ	北斗市
８	要約筆記について	公的支援の充実を目指すため、一般にも要約筆記の活動（字幕）が更に認知されることを望む。	障がいのある人に対する意思疎通支援など、コミュニケーションが図りやすい環境の整備を進めます。	Ｐ３２	Ｂ	千歳市
９	・北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進について ・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保について	難聴児支援について、専門家や当事者団体の方を検討会に参加してもらうなど十分な意見収集などの努力を検討してほしい。	聴覚に障がいのある人が、乳幼児期から家族も含めて手話を取得する機会を確保します。 また、施策の検討に当たっては、専門家や当事者団体の方などから構成される協議会などにおいて意見聴取を行い、難聴児支援体制の確保を進めます。 なお、いただいたご意見につきましては、難聴児支援の充実など、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。	Ｐ３３ Ｐ３８	Ｃ	札幌市

資料１

番号	項目	内容	道の考え方	計画案ページ数	区分（※）	意見提出者
10	北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進について	「手話を習得する機会の確保」について、当事者団体の連携を図ることにより、早期からの保護者との連携ができる環境づくりをしていただきたい。	道教委と連携して、聴覚に障がいのある人が、乳幼児期から家族も含めて手話を取得する機会を確保します。 なお、いただいたご意見につきましては、手話を習得する機会の確保の充実など、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。	Ｐ３３	Ｃ	札幌市
11	福祉環境の整備について	「環境の整備」にある心のバリアフリーを推進していただきたい。どのような具体策があるのか、今後お示しいただきたい。	「福祉のまちづくり条例」に基づく施策推進のほか、「障害者虐待防止法」及び「障害者差別解消法」など権利擁護に関する制度周知や普及・啓発を進めてまいります。 また、「北海道意思疎通支援条例・手話言語条例」に基づく施策の推進により、障がいのある方を含むすべての人々が、お互いに理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を推進してまいります。	Ｐ３３ Ｐ２１ Ｐ３２	Ｃ	札幌市
12	グループホームについて	日中支援、夜間支援とも、２４時間切れ目のない支援を受けられる職員配置を整備してほしい。	２４時間切れ目のない支援を受けることができるよう、昼間の時間帯に支援員等を配置することに対する「日中支援加算」が設けられているとともに、障がいのある方の重度化・高齢化に対応するため、「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されたことによって、２４時間切れ目のない支援を受けることができる体制づくりを整備しています。	Ｐ３４	Ｃ	札幌市

資料１

番号	項目	内容	道の考え方	計画案ページ数	区分（※）	意見提出者
13	グループホームについて	グループホームに数名の看護師を配置できる加算を付けて状態観察や通院介助等の世話ができるようにしてほしい。	グループホームの指定基準に定める員数の従業員に加え、看護職員を配置した場合に、１日につき所定単位数を加算（看護職員配置加算）することができることとなっており、これにより、状態観察等を行うことは可能です。	Ｐ３４	Ｃ	札幌市
14	グループホームについて	入所施設でも医療行為などが必要となった場合、看護師並びに職員の加算ができるようにしてほしい。	入所施設において、医療行為が必要となった場合においては、重度障害者支援加算により、対応できることとなっています。	Ｐ３４	Ｃ	札幌市
15	グループホームについて	施設にいた医療職がグループホームに居ないことで、服薬など本来看護師が行うケアを受けられない問題があることから、グループホームでも、内服、通院介助など支援の量の増大に対応できるようにしてほしい。	グループホームにおいても、看護職員を配置することは可能であるとともに、グループホームなどでは、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めております。 なお、いただいたご意見につきましては、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。	Ｐ３４	Ｃ	札幌市
16	多機能型サービスの基盤整備について	多機能型サービスについて、責任を持ってサービス調整する担当支援員が必要と考える。	障がいのあるのサービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着支援などを行う相談支援専門員が障がいのある方の全般的な支援や調整を行うこととなっており、各サービス事業所におけるサービス管理責任者等から現場での内容を聞き取りを行った上で、障がいのある方がより良いサービスを受けることができるよう努めております。	Ｐ３４	Ｃ	札幌市
17	地域生活を支えるサービス基盤の	「施設機能の転換や介護保険法による社会資源の利用」とあるが、介護保険	地域で生活することができるよう、介護保険事業所だけではなく、既存の社会資源を活用した	Ｐ３４ Ｐ５６	Ｃ	札幌市

資料１

番号	項目	内容	道の考え方	計画案ページ数	区分（※）	意見提出者
	充実について	事業所も人材不足であり、障害サービスに回せる余力はないと考える。また、支援者には障がい特性に応じた支援のための必要な知識や技術、精神的な余裕が必要である。	取組を推進していきたいと考えております。 また、障害福祉サービス等の提供にあたり基本となる人材の養成・確保を図るため、修学資金の貸付けや福祉人材センター及び福祉人材バンクを通じた人材の確保に努めてます。			
18	共生型地域福祉拠点の取組の推進について	住民同士の支え合いは大切であることから、福祉施設も地域との連携協働に取り組んでいただきたい。	障がいの有無を問わず、住民がお互いに支え合うことができる地域づくりが広がるよう、地域を支える社会資源を活用しながら、共生型地域福祉拠点による地域との連携協働を推進します。	Ｐ３４	Ｂ	札幌市
19	発達障がい児について	「発達の遅れや障がいのある子どもが、住み慣れた町で暮らしていけるよう、市町村の取組をサポートする」と述べられていることから、児童の減少により続出している廃校の再活用を検討いただきたい。	道では、各市町村等に対し、市街地の空き住宅等の利用など、既存の社会資源の有効活用を促進してきており、引き続き、各市町村等と連携し、廃校等の既存施設の利活用を進めていきます。 なお、いただいたご意見につきましては、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。	Ｐ３７	Ｃ	札幌市
20	地域社会への参加・インクルージョン（包容）の推進について	幼少期及び学校教育の現場で、人間同士のコミュニケーションの重要な事を伝えていく一環として、隣にいる障がい当事者の存在を自然に感じて行けるように、教育自体が発展していくように望む。	道では、障がいがあっても安心して地域で暮らすことが出来る社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進することを目的に制定した北海道障がい者条例に基づく各種施策等の取組を進めており、施策の推進に当たっては、保健、医療、福祉、労働、経済、教育、その他障がい者に関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこととしております。	Ｐ４０	Ｃ	北斗市

資料１

番号	項目	内容	道の考え方	計画案ページ数	区分（※）	意見提出者
			また、障がい児支援の充実等について、発達の遅れや障がいのある子ども、さらには、在宅で医療的ケアを必要とする子どもなどに対する地域社会への参加・インクルージョン（包容）を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ることとしています。 なお、いただいたご意見につきましては、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。			
21	ひきこもりの相談体制について	ひきこもりの相談機関等を複数から選べるように要望する。	「北海道ひきこもり成年相談センター」において、ひきこもりからの回復者やひきこもりに関心のある方などをひきこもりサポーターとして養成するほか、市町村や自立相談支援機関等と連携し、ひきこもり当事者や家族等からの相談に対応できるよう体制づくりを推進します。 なお、いただいた御意見につきましては、相談支援の充実など、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。	Ｐ４６	Ｃ	札幌市
22	就労支援について	在宅就労の促進はコロナの有無に関わらず進めてほしい。	ご意見のとおり、在宅就業等の推進についてはコロナの有無に関わらず進めて参ります。	Ｐ５４	Ｂ	札幌市
23	支援の質・量の向上について	サービス利用状況は計画より実績が下回っており、当事者を支援する支援者数が減少していると考えられる。実態を調査し、支援の質・量とも保障して欲しい。	計画策定にあたっては、各市町村において地域の実情やニーズを把握したうえで、住民の意見等を考慮して、サービスの必要見込量を設定します。 また、多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上を図るため、各職種に対する研修の実施	Ｐ５６	Ｂ	札幌市

資料１

番号	項目	内容	道の考え方	計画案ページ数	区分（※）	意見提出者
			や養成に努めるほか、修学資金貸付等による人材の確保や職員のキャリア形成を支援する研修等により、職場への定着支援を図ります。			
24	人材養成について	支援者の質と量の担保がなければ望む暮らしは実現しない。人材養成のための研修受講者が少ないのではないか。 研修開催だけでなく、全職員の研修や内容について検討していただきたい。	「人材養成の状況（P16）」にある、「相談支援従事者研修」は、サービス等利用計画書などの作成を主に行う相談支援専門員の養成を行う法定研修であり、一定の実務経験を有した方が受講するため対象者が限られております。 また、相談支援専門員やサービス提供の中核を担うサービス管理責任者の養成研修については、北海道自立支援協議会を活用し、研修内容の充実を図ってまいります。 なお、各振興局では、毎年施設従事者に対し集団指導の場において、支援技術や知識の向上を図っているところです。 いただいたご意見につきましては、障害福祉サービスに従事する人材の確保・質向上の機会充実など、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。	Ｐ１６ Ｐ５６	Ｃ	札幌市
25	感染症等対策について	新型コロナウイルス感染防止対策や自然災害対策については、具体的かつ的確であり、有事の際は本計画に沿って利用者に寄り添った形で即時かつ有効に対応が行われることを期待したい。	災害や集団感染の発生時に障がいの特性に応じた適切な支援が受けられる地域の体制づくりを進めてまいります。	Ｐ５７	Ｂ	札幌市